

まだ就職が決まっていない皆さん、 ハローワーク・新卒応援ハローワークに 求職登録をしてください!

新卒枠での
既卒者採用
が増えます!!

厳しい経済情勢のなか、就職先が決まらないまま卒業して2~3年が経ってしまった方も多い状況です。厚生労働省では、卒業3年以内の既卒者の新卒扱いでの就職をバックアップするプロジェクトを開始しました。その一環として、卒業後3年以内の既卒者をハローワークまたは新卒応援ハローワーク(注)を通じて正規雇用した企業には「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」が支給されますので、今後求人が増えることが見込まれます。

まだ就職の決まっていない既卒者の皆さん、まずはハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしてください。

3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金とは?

大学等を卒業してしまうと、新卒者枠での応募の機会が大きく減少します。ハローワークおよび新卒応援ハローワークでは、事業主に対し、新卒の採用にあたって、既卒者も応募できる求人条件とするよう働きかけを行っています。

この奨励金は、卒業後3年以内の大卒者等も対象とする新卒求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、既卒者を正規雇用した事業主に対し奨励金(100万円)を支給するものです。

これによって、既卒者の皆さんのが新卒者枠で採用される機会が増えることが予想されます。

対象となる大学等既卒者とは?

平成20年3月以降の大学等卒業者で、卒業後安定した就労の経験がない方が対象です。

※大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。

※平成22年度中の卒業者は「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」対象求人への職業紹介を受ける前に卒業されていることが必要です。

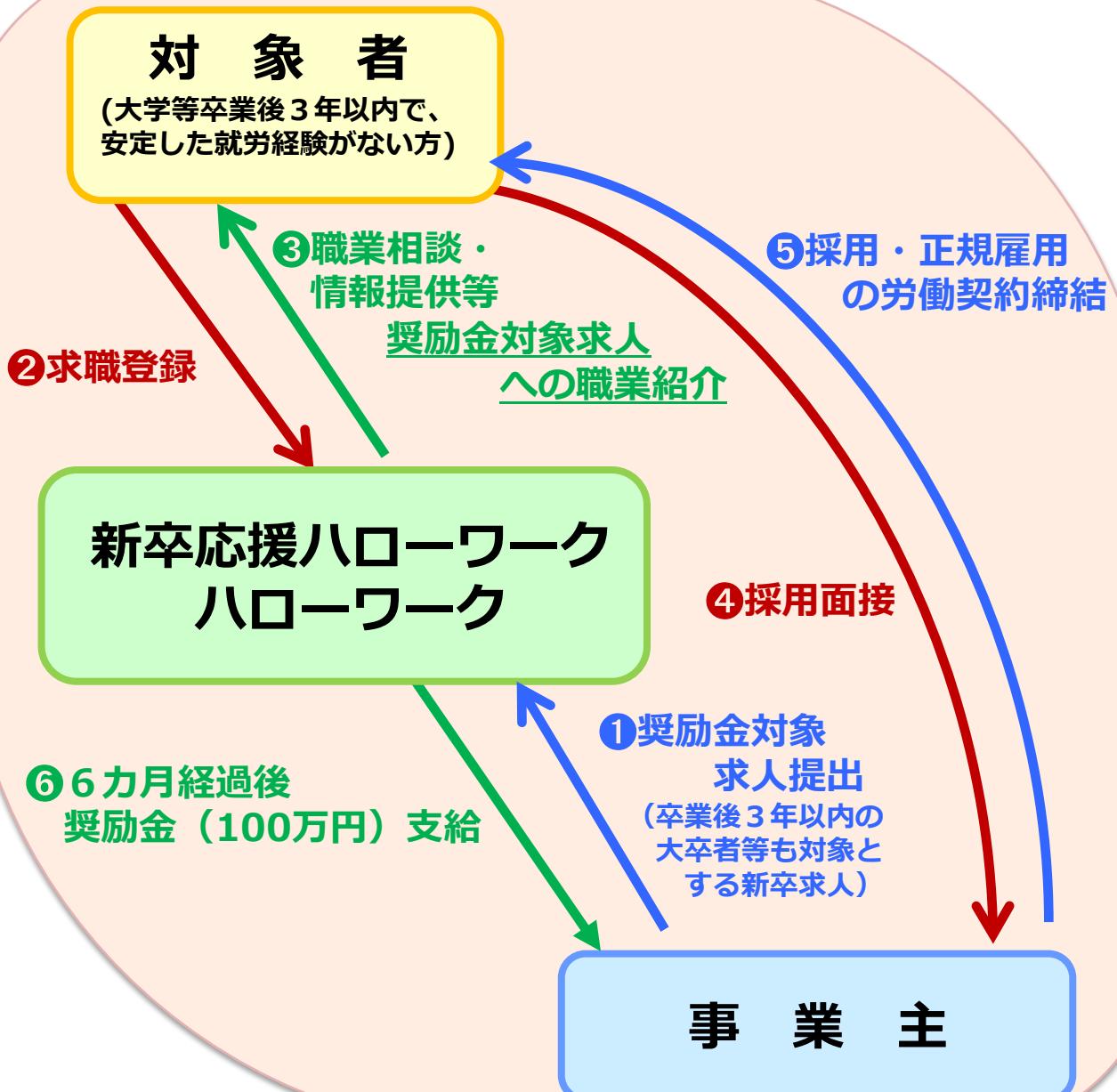
※安定した就労の経験がないとは、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない場合を指します。

※対象となるには、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行う必要があります。

正規雇用とは

「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用する場合」をいいます。

正規雇用までの流れ



詳しくは、都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・
新卒応援ハローワーク